

幌延町空き家・空き地バンク制度要綱

(目的)

第 1 条 この要綱は、幌延町内における空き家・空き地の情報を提供することにより、空き家・空き地の有効活用を通して本町への移住を促進し、定住人口を増加させ、地域の活性化を図ることを目的とする。

(定義)

第 2 条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意味は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 空き家とは、町内にある居住を目的として建設し、現に居住、利用していない（近く居住しなくなる予定の者を含む。）住宅及びその敷地をいう。
- (2) 空き地とは、町内にある住宅、店舗等の建築に適当な面積を有する良好な管理状態にある更地（近く更地となる予定を含む。）をいう。
- (3) 所有者とは、空き家又は空き地（以下「空き家等」という）に係る所有権その他の権原により当該空き家等の売却又は賃借等を行うことのできる者をいう。
- (4) 利用希望者とは、本町への定住等を目的に、空き家等を購入若しくは賃借を希望する者をいう。
- (5) 空き家・空き地バンクとは、空き家等の売却又は賃貸を希望する所有者から申込みを受けた情報を登録し、これを必要と認める範囲内で公開し、提供する仕組みをいう。

(適用上の注意)

第 3 条 この要綱は、空き家・空き地バンク以外による、空き家等の取引を妨げるものではない。

(空き家・空き地バンクへの登録の申込み等)

第 4 条 空き家・空き地バンクに登録しようとする所有者は、空き家・空き地バンク登録申込書（様式第 1 号）を町長に提出しなければならない。

- 2 町長は、前項の規定による申込みがあったときは、その内容を審査し、適当と認めたときは、当該空き家等の情報を空き家・空き地バンク登録台帳に登録するものとする。
- 3 町長は前項の規定による登録をしたときは、空き家・空き地バンク登録完了通知書（様式第 2 号）により当該申込者に通知するものとする。
- 4 町長は、前項の規定により登録をしていない空き家等で、空き家・空き地バンクに登録することが適当と認めるものは、当該所有者に対し同制度によ

る登録を勧めることができる。

(登録事項の変更)

第5条 前条第3項の規定による通知を受けた登録者は、当該登録の内容に変更があったときは空き家・空き地バンク登録事項変更届出書(様式第3号)を町長に提出しなければならない。

(登録の取消)

第6条 町長は、次の各号に掲げる事項に該当するときは、当該空き家・空き地バンク登録を取り消すことができる。

- (1) 当該空き家等に係る所有権その他の権原に異動があったとき。
- (2) 空き家・空き地バンク登録から1年(空き地については2年)を経過したとき。
- (3) 空き家・空き地バンク登録取消届出書(様式第4号)の提出があったとき。
- (4) その他町長が適当でない認めるとき。

2 町長は、前項の規定により登録を取り消したときは、空き家・空き地バンク登録取消通知(様式第5号)により当該登録者に通知するものとする。

3 当該登録者は、同条第2号の規定により登録を取り消された者については、改めて第4条第1項の規定による申込みをすることにより、再度登録することができるものとする。

(登録情報の公開・提供)

第7条 町長は、必要に応じて空き家・空き地バンク登録台帳に登録された情報を町のホームページ等において公開し、利用を希望する者に提供するものとする。ただし、登録者が希望しない情報についてはこの限りではない。

(空き家・空き地バンク利用の申込み等)

第8条 空き家等の利用を希望する者は、空き家・空き地バンク利用申込書(様式第6号)を町長に提出しなければならない。

2 町長は、前項の規定による申込みがあった場合、その申込みの内容を当該登録者に通知するとともに利用希望者に登録事項を必要な範囲内で提供するものとする。

3 空き家等に関する売買又は賃貸借契約が締結されたとき、登録者は当該契約書の写しを添付し、空き家・空き地バンク契約締結報告書(様式第7号)により町長に報告しなければならない。

(登録者と利用希望者との交渉等)

第9条 町長は、登録者と利用希望者との空き家等に関する売買、賃貸借の交渉及び契約等については、直接これに関与しないものとする。

(秘密の保持)

第10条 この要綱に基づく業務に従事している者又は従事していた者は、そ

の業務上知り得た秘密を漏らしてはならない。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は町長が別に定める。

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。